

令和3年11月15日

組合員 各位

圏友協同組合
事務局

「日本の入国緩和措置」における 技能実習生入国までの流れについてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

先日発表されました、「日本の入国制限緩和措置」におきまして、日々申請方法等の新しい情報が更新されております。

つきましては、現時点で圏友協同組合が把握しております技能実習生の入国までの流れをご案内させていただきます。

各省庁への申請は入国規定に則り12月申請対象の実習生は12月1日、1月申請対象の実習生は1月5日に申請をさせていただきます。

申請から入国までにかかる期間は各省庁によって異なりますが、おおよそ5週間から6週間程かかる見通しでございます。(状況によっては更に遅くなる場合もございます。ご了承下さい。)

申請に必要な書類【別紙】①～⑦のうち②は企業様の捺印が必要となっております。担当者が捺印を企業様にお願いいたしますのでご協力の程宜しくお願い申し上げます。尚、捺印書類はPDFでの申請となります。捺印のお願いの際はメールにてやり取りをさせて頂ければと存じます。何卒宜しくお願い申し上げます。

また、先日のご案内に一部誤りがございましたのでお詫び申し上げます。

以下の表ですが正しくは入国月ではなく、申請月でした。

圏友協同組合は12月から入国ではなく、12月から申請が可能となります。

【誤】

入国月（緩和措置利用月）	在留資格認定証明書作成日
2021年12月	2020年1月1日～2020年12月31日
2022年1月	2020年1月1日～2021年3月31日

【正】

申請月（緩和措置利用月）	在留資格認定証明書作成日
2021年12月	2020年1月1日～2020年12月31日
2022年1月	2020年1月1日～2021年3月31日

他、先日前お送りいたしました FAX の別表にて、特定技能者の入国後隔離日数の短縮措置（14 日→3 日）を不可（×）と記載しておりましたが、特定技能者に関しましては入国後の隔離日数を 3 日に短縮することが可能であると分かりました。（技能実習生の入国後の隔離日数は 3 日に短縮できません。）重ねてお詫び申し上げます。

技能実習生入国までの流れに関する詳細は【別紙】をご確認ください。

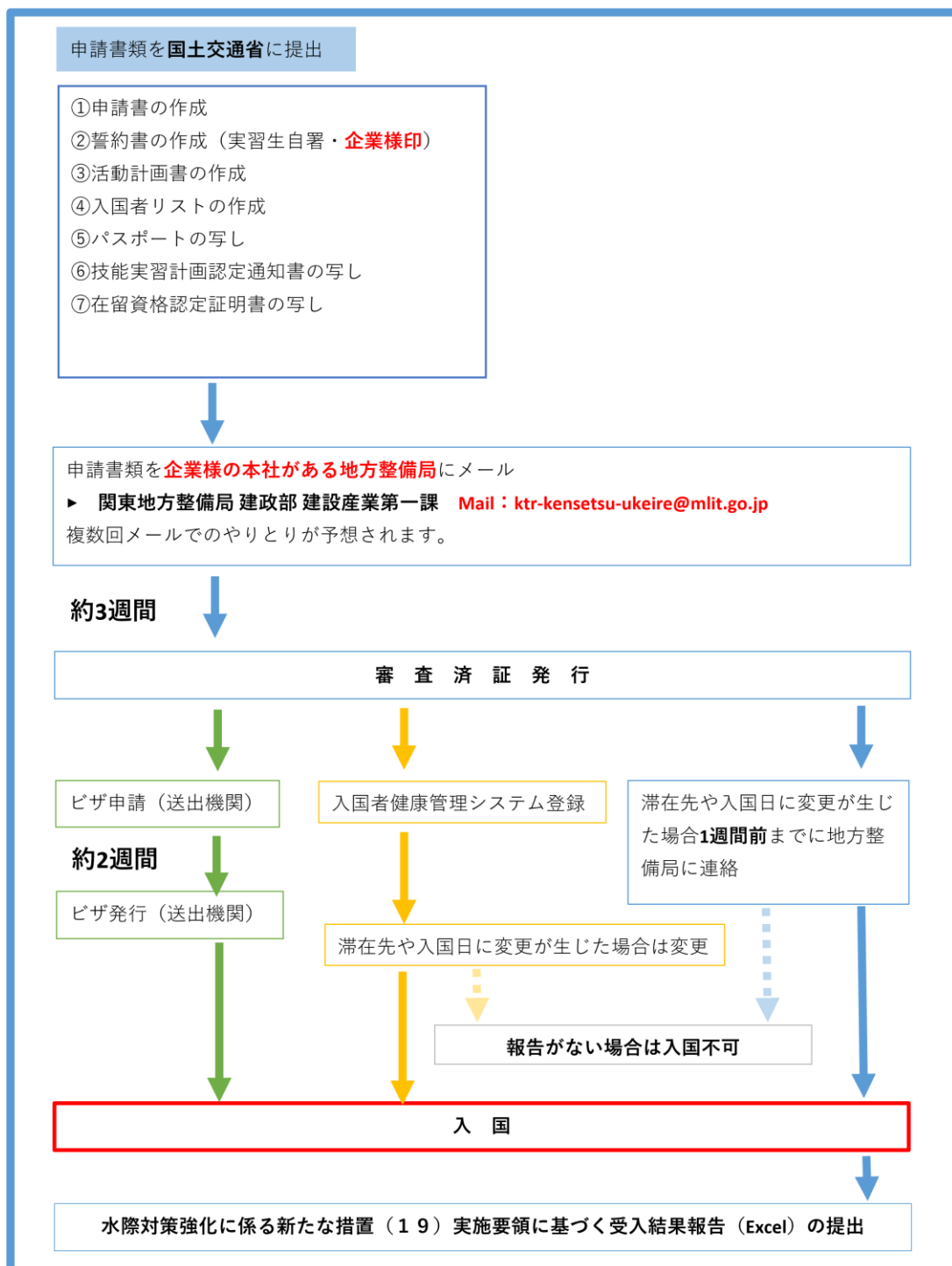
企業様におかれましては技能実習生の入国を心待ちにしていらっしゃるものと存じます。圏友協同組合といたしましては最短での入国が可能となりますよう尽力して参りますので今暫くお待ちいただけますと幸いです。

何かご心配事、ご不明な点等ございましたら組合担当者までお気軽にご連絡ください。

敬具

【別紙】

建設業



※上記業種は一例です。業種によって申請先や申請期間が異なります。